

第11章

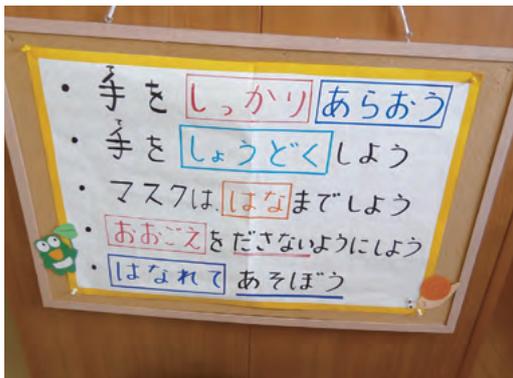
子育て支援

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、子育て世帯に対し臨時特別給付金の支給が決定した。本市においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、本市独自の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するなど、令和2年度以降、児童手当の受給世帯や住民税非課税の子育て世帯等を対象に様々な支援を講じてきた。さらに、社会経済状況の悪化に伴い、子育て世帯に無料で食料等を配布する「フードパントリー」に対する支援や、ひとり親世帯への食事のデリバリー補助等に取り組んだ。

また、新型コロナウイルスが流行する中、不安を抱えている妊婦をサポートするため、妊婦への布製マスクの配布や、分娩前PCR検査の助成、不安や悩みに寄り添った対応等に取り組み、安心して出産を迎えることができるよう支援した。

幼稚園・保育所・認定こども園においては、緊急事態宣言が発令されても、子どもの健康や学び、子育て支援などの観点から、地域一斉の臨時休業は避け、感染対策を徹底しながら、教育・保育活動を継続することが求められ、各施設においては、工夫しながら活動を行った。本市では、こうした運営を支援するため、感染対策に係る経費の補助や、保育支援者の雇用経費等の補助などを行い、施設の負担軽減を図ってきた。

放課後児童クラブでは、原則開所とする国の方針が発出され、施設の状況に応じた感染対策を実施し継続して開所した。本市では、運営を継続できるよう、感染対策物品等の配布や、小学校の一斉臨時休校に伴う無料一時受入れの経費支援、ICT化の推進に係る経費等の補助を行った。



各施設では、基本的な感染防止対策を行った

1 子育て世帯への支援

(1) 子育て世帯への各種給付金

- 令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、子育て世帯に対して臨時特別給付金の支給が決定した。
また、本市独自の給付金として、国の交付金を活用し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給した。

【各種給付金 概要】

ア 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

令和2年4月分の児童手当受給者(本則給付)の受給者

給付額

対象児童1人あたり 10,000円

支給時期

令和2年6月以降、順次支給

イ 令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

- ・ 児童扶養手当受給者
- ・ 公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
- ・ 感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方

給付額

- ・ 児童扶養手当受給世帯：1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円加算
- ・ 家計急変者：1世帯50,000円を追加給付

支給時期

令和2年8月以降順次支給

※感染症再拡大を受け、上記対象者に対し、令和2年12月21日に再支給を実施(再支給分は、追加給付(50,000円)なし)

ウ 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

- ・ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ・ 上記以外の令和3年度分の住民税非課税の子育て世帯(低所得のふたり親世帯)

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

- ・ 低所得のひとり親世帯：令和3年4月以降、順次支給
- ・ 低所得のふたり親世帯：令和3年6月以降、順次支給

エ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国補助10/10）

支給対象者

18歳以下の子どもがいる世帯（児童手当制度に準じた所得制限有）

給付額

対象児童1人あたり 100,000円

支給時期

令和3年12月以降、順次支給

オ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（国補助10/10）

支給対象者

- ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ・ 上記以外の令和4年度分の住民税非課税の子育て世帯等（低所得のふたり親世帯）

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

- ・ 低所得のひとり親世帯：令和4年5月以降、順次支給
- ・ 低所得のふたり親世帯：令和4年6月以降、順次支給

カ 子育て世帯生活支援特別給付金（市独自給付分）

支給対象者

- ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ・ 上記以外の令和4年度分の住民税非課税の子育て世帯等（低所得のふたり親世帯）

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

令和4年11月以降、順次支給

（対応を振り返って）

子育て世帯への給付金について、国から次々と実施方針が示され、その度に迅速な対応を求められる等、事業実施は困難を極めたが、保有する児童手当等の情報を活用し、丁寧かつ確実な支給に努めた。

(2) 食料支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大における社会経済状況の悪化に伴い、子育て世帯で支援が必要な家庭へ、無料で食料等を配布する「フードパントリー」を実施する団体に対し、活動経費の補助を実施した。

【取組内容】

ア 子育て世帯臨時フードパントリー事業

概要

経済的な理由等で支援が必要な方に無料で食品を配付する活動で、フードパントリーで配付する物品は、主にフードバンクや農家・企業からの提供、民間の方からの寄付を受けた食品等である。

助成額

1団体につき、年間30万円を上限に、補助対象額の10割を補助

実績

年度	実施回数	配布世帯数
令和2年度	335回	約8,600世帯
令和3年度	417回	約11,600世帯
令和4年度	194回	約5,227世帯

※ 令和4年度途中より、市において同様の事業（フードサポート）を実施しており、フードパントリー事業については令和4年度をもって終了した。

イ ひとり親世帯への食事のデリバリー事業

概要

新型コロナウイルスの影響に伴う収入の減少や物価高騰による食費の増加等で、ひとり親世帯の生活は一層深刻化しているため、ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）の約1万人を対象に、市内飲食店等におけるデリバリーやテイクアウトのサービスの利用につき、1世帯あたり5,000円を上限に助成した。

支給対象

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）

支給額

1世帯あたり上限5,000円

利用期間

令和2年7月～9月

実績

助成額21,909千円（4,475世帯利用） ※1世帯あたり約4,895円

(対応を振り返って)

フードパントリー事業を通して、支援が必要な子育て世帯に食料等を配付するとともに、必要に応じ、相談を受けながら、孤立しないように伴走型サポートを行った。

(3) その他支援

【主な取組】

ア 妊婦への新型コロナウイルス感染拡大防止事業

概要

新型コロナウイルス第一波の際、市場にてマスクが入手困難な状況となっており、妊婦の感染予防のため、国より支給された布製マスクを妊婦へ配布した。
また、マスク配布の機会を捉えて、保健師等の専門職が、新型コロナウイルスに関する妊婦からの相談に応じた。

実施体制

- ・ 各区役所保健福祉課にて、妊娠届出の際に配布
- ・ 上記以外の妊婦でマスクを希望する方に、子供家庭局子育て支援課から郵送

配布期間

令和2年6月～令和2年9月

実績

- ・ 配布人数：約5,110人
 - ・ 相談対応数：約1,310件(※)
- ※配布期間中の集計数であり、現在も相談があれば保健師等がその都度対応している。

イ 妊産婦支援強化事業

(ア) 分娩前のPCR検査

概要

分娩予定日概ね2週間前に、PCR検査を希望する無症状の妊婦の検査費を助成した。

実施体制

市内産科医療機関にて、1妊娠につき1回無料で実施(償還払いの場合は上限20,000円)
※令和5年4月1日検査より上限9,000円

実施期間

令和2年9月28日～令和5年9月30日

実績

累計検査数：5,553件

(イ) 寄り添い支援

概要

新型コロナウイルスに感染し、退院等した妊産婦は、自身の健康管理や胎児への影響など妊産婦特有の不安を抱いて地域へ戻ることから、保健師等が様々な不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言等を行うなど、地域において健やかな育児ができるよう支援した。

実施体制

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の退院後、支援希望がある場合に、区役所保健福祉課の保健師が分娩機関等と調整の上、支援を実施

実施期間

令和2年12月1日～令和5年9月30日

- その他の取組として、以下の取組等を行った。
 - ・ 福岡県助産師会に委託して実施したオンライン母親教室
 - ・ 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止事業
 - ・ 妊婦や乳児等がいる世帯に対して、ヘルパーを派遣し家事や育児などの援助を行う、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業
 - ・ ほっと子育てふれあい事業における感染対策物品購入支援

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスが流行する中、妊産婦は自身の妊娠や子どもに与える影響等について、不安を抱えながら生活していたため、母親教室をオンライン開催することにより、新型コロナウイルスへの感染を心配する妊婦とその家族に対し、安全に知識の普及や不安の軽減を図ることができた。

2 幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等

(1) 感染状況及び感染対策

ア 幼稚園・保育所等・認定こども園

- 緊急事態宣言が発令されても、幼稚園・認定こども園は子どもの健康や学び、子育て支援などの観点から、感染防止対策を徹底しながら教育活動・保育を継続することが望まれたため、感染リスクの高い活動は延期しつつ、工夫して教育活動を行った。
- 保育所(地域型保育事業所、病児保育室を含む(以下、「保育所」という。))は、コロナ禍において保護者が働いており、家に一人でいることができない子どものために、原則開所することが求められた。

【主な取組】

- ・ 各施設及び保護者に対する感染予防にかかる注意喚起(随時)
- ・ 国や市教育委員会のガイドラインや保健所等から紹介された感染拡大防止に役立つ取組を各施設へ情報提供(随時)
- ・ 施設で使用するマスク・アルコール消毒液の配布
- ・ 臨時休園等対応マニュアル等の作成
- ・ 緊急事態宣言に伴う家庭保育の協力依頼、保育料の減免
- ・ 抗原検査簡易キットの配布
- ・ 『保育所等での「新しい生活様式」の実践例』の周知

感染状況(園児、施設職員の感染や臨時休園の状況) ※令和5年5月7日時点

(単位:箇所)

臨時休園数(延べ)	保育所	私立幼稚園 認定こども園	計
令和4年3月まで	318	216	534
令和4年4月	127 (14)	50 (2)	177 (16)
令和4年5月	80 (2)	54 (0)	134 (2)
令和4年6月	29 (1)	20 (1)	49 (2)
令和4年7月	187 (7)	104 (1)	291 (8)
令和4年8月	358 (30)	90 (1)	448 (31)
令和4年9月	103 (3)	70 (3)	173 (6)
令和4年10月	30 (5)	17 (0)	47 (5)
令和4年11月	50 (4)	38 (0)	88 (4)
令和4年12月	190 (17)	98 (1)	288 (18)
令和5年1月	175 (10)	101 (0)	276 (10)
令和5年2月	38 (2)	24 (0)	62 (2)
令和5年3月	9 (2)	6 (0)	15 (2)
令和5年4月	7 (0)	1 (0)	8 (0)
令和5年5月7日まで	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1,701 (97)	889 (9)	2,590 (106)

※令和4年4月1日から部分休園を導入、4月以降の全体休園は()内に内数として表示

<参考> 施設数の母数は、計327(保育所200、私立幼稚園・認定こども園127)

イ 児童養護施設

- 児童養護施設は、入所している児童の生活の場であるが、一般家庭とは異なり、複数の児童が生活を共にするという特殊性があり、感染拡大しやすい環境下にあった。そのため、市では、市内施設に対し、感染対策徹底の依頼等を行った。
- クラスタが発生した施設もあったが、施設では、陽性者や濃厚接触者を隔離し、施設内のゾーニングや導線の再整備、全館消毒等を行うなど感染拡大防止対策を講じた。

【主な取組】

- ・ 市内施設に対し、「厚生労働省作成の「児童養護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」を参考に感染防止策の徹底を依頼した。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合の対応フローを整備し、時間外・週休日等を問わず速やかな対応ができるよう体制を構築した。
- ・ 濃厚接触者の待機期間変更を受け、対応フローを再整備し、各施設に対して周知した。
- ・ マスクや消毒液等の衛生用品を確保するほか、感染者が発生した場合に必要な全館消毒に係る経費の負担 等

(対応を振り返って)

- 子どもにマスクの着用を一律には要請しないことや、食事や外遊びでの、子ども同士での身体的接触は避けられないことを踏まえつつ、登園時の子どもの体温測定や玄関での子ども受渡し、遊具等の消毒作業などで感染リスクを低減させる対策を行った。
- 各施設では、当初は、施設で陽性者が発生した場合、臨時休園の措置を講じていたが、令和4年4月より、臨時休園の取り扱いを変更し、部分休園を導入した。このことにより、保護者への負担軽減を図った。

(2) 経済支援

- 保育所等の各施設は、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染防止対策や、教育・保育活動を工夫しながら継続して開園することが求められ、本市では様々な支援を行った。

【支援内容】

**ア 新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育体制強化事業
(令和2年から令和4年度)**

概要

施設内消毒業務(ドアノブ・テーブル・椅子・おもちゃなど)、施設内清掃業務等といった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の雇用経費を補助

支援対象

保育所等(保育所型認定こども園を含む)・認定こども園(幼稚園型・地方裁量型)

実績

	支援施設数(単位:箇所)		配置人数(単位:人)	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和2年度	54	6	266	30
令和3年度	59	6	106	80
令和4年度	69	7	93	91

イ 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業(令和元年度から4年度)

概要

施設において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、マスクや消毒液、感染防止用の備品を購入する経費を補助

支援対象

保育所・認定こども園(保育所型・地方裁量型) ※私立幼稚園は県が実施

実績

	支援施設数(単位:箇所)		決算額(単位:千円)	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和元年度	249	11	34,098	3,764
令和2年度	684(延べ)	12	234,384	6,000
令和3年度	395	22	140,934	10,800
令和4年度	381	36	132,784	17,720

ウ 児童福祉施設等への特別給付金支給事業(令和2年度6月・12月)

概要

新型コロナウイルスが終息しない中、なおも開所して、医療従事者やひとり親家庭など、仕事を休むことが困難な家庭の子どもの居場所を確保するために最前線で子育て支援を担っている保育所等に対し、利用定員に応じて40～60万円の特別給付金を支給(2回)した。

支給対象 保育所・私立幼稚園・認定こども園(地方裁量型)

実績

	支援施設数(単位:箇所)		決算額(単位:千円)	
	保育所	私立幼稚園・認定こども園	保育所	私立幼稚園・認定こども園
令和2年度	636(延べ)	180	176,440	93,250

エ 保育所におけるICT化推進事業(令和3年度)

概要

保育士の負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録等の業務のICT化に必要なシステムの導入経費の一部を補助

支援対象

保育所(保育所型認定こども園を含む)・認定こども園(地方裁量型)

実績

	支援施設数(単位:箇所)		決算額(単位:千円)	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和2年度	32	2	22,077	1,050

- その他の取組として、下記等を行ってきた。
 - ・ 保育所等で使用するマスクや消毒液の配布
 - ・ 家庭保育による施設の減収分を補填する「認可外保育施設における家庭保育推進事業」〔保育所〕
 - ・ 従事者に対するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成（幼稚園・認定こども園〔幼稚園型・地方裁量型〕）
 - ・ 睡眠中の事故防止や子どもの健康管理につながる機器の購入経費の一部補助〔認定こども園〕

（対応を振り返って）

施設内での感染リスクを低減させる取組を行った結果、施設の経済的負担や、職員の負担が増大した。そうした状況を踏まえ、施設への経済支援などに取り組むことで、現場の負担軽減を図った。

（3）教職員・保育士等の感染対策

- 乳幼児については、段階的にワクチン接種の対象とされてきたため、感染のリスクが高い状況にあったが、職員は子供との身体的接触が避けられないため、感染防止対策を徹底し教育・保育活動を継続した。

【主な取組】

- ・ 国（文部科学省）の新型コロナ感染症衛生管理マニュアル等に沿って、教職員は、マスク着用・手洗い等の基本的な感染予防を実施するほか、出勤の際には検温や体調を確認し、体調不良が認められる場合には勤務を控えるようにした。
- ・ コロナ禍においても、教職員の資質向上や感染症対策のため、従来は対面で行っていた研修をオンライン研修で行った。
- ・ 新型コロナワクチンの優先接種を実施した。（令和3年7月～9月）

（対応を振り返って）

新型コロナウイルスのオミクロン株（BA.2）の発生以降、感染リスクが高まった子どもを守るため、教職員・保育士等は感染状況に応じながら感染対策を徹底し、教育・保育活動を継続した。このような中、教職員・保育士等のワクチン優先接種の取組みは有効な支援となった。

3 放課後児童クラブ

（1）感染状況及び感染対策

- コロナ禍においても放課後児童クラブは、「原則として開所」とする国の方針が発出されたため、感染状況に応じた対策を実施しながら放課後児童クラブの開所を継続した。

- 感染状況については、コロナ禍においての開所とあって、感染対策を徹底しつつも、陽性者やクラスターの発生により休所するクラブが多数あった。

【施設内における主な感染対策】

ア 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 児童・指導員等の検温、マスクの着用、手洗い、消毒、換気、黙食、児童間の身体的な距離の確保等、基本的な感染防止対策を徹底
- ・ 写真やイラストを交えたマニュアル(おすそわけ32)の配布
- ・ 放課後児童クラブアドバイザーの派遣により、各クラブの状況に即した助言や指導を実施

イ 利用・出勤基準の明確化

- ・ 登録児童の利用基準や指導員等の出勤基準を明確化し、施設内での感染拡大防止を徹底

ウ 施設整備

- ・ 施設内でのソーシャルディスタンスを確保するため、一人当たりの面積を国の示す基準より広い2.0㎡へと変更
- ・ 小学校と連携し、図書室等の特別教室や体育館なども活用しつつ、日々の活動時の更なるソーシャルディスタンスを確保

エ 状況に応じた利用

- ・ 小学校の臨時休校に伴い、家庭以外の見守りが必要となった児童の無料受け入れ
- ・ 家庭での保育が可能な場合の利用自粛要請や高学年の受入休止や、医療従事者等に限定した利用制限等、感染状況に応じた対策を随時実施

オ 積極的幅広PCR検査の実施

- ・ 施設内での感染拡大を防ぐため、陽性者発生時には接触のあった全ての利用児童や指導員等への積極的なPCR検査を実施



放課後児童クラブ内における基本的な感染防止対策

(対応を振り返って)

基本的な感染対策以外にも、施設の状況や登録児童数、日々の活動内容等、各放課後児童クラブで異なる状況に対し、より即した感染対策が施されるよう努めた。

(2) 運営支援

- 放課後児童クラブは「原則として開所」とした国の方針を踏まえ、本市としても、各クラブが運営を継続できるよう支援を続けてきた。

【主な取組】

ア 品薄物品の配布

- ・急増した需要により市場で入手困難となった感染対策物品等について、入手できた物品を配布
物品例：マスク、石鹼、アルコール消毒液 等

イ 指導員等への支援

- ・子どもの居場所確保のため、最前線で子育て支援を担い続けている指導員等に対して、特別給付金を支給(令和2年に2回支給)

ウ 業務補助者雇用経費の支援

- ・感染対策により増加している支援員等の業務負担に軽減するため、施設の消毒や清掃をするための業務補助者の雇用を支援

エ 保護者負担金返金の支援

- ・緊急事態宣言に伴い実施した放課後児童クラブでの利用制限に対し、利用者への負担金返金分を補填

オ 開所時間変更や無料一時受入経費の支援

- ・小学校の一斉臨時休校に伴う放課後児童クラブの開所時間の変更や無料一時受入のために必要となった経費を支援

カ ICT化の推進

- ・ソーシャルディスタンスの確保や陽性者発生時における行動履歴の早期把握等を目的とした非接触型入退室管理システムの導入や研修のオンライン化の実施
令和4年3月31日には、管理用PC、タブレット端末等を全クラブに設置した。

(対応を振り返って)

幾度かの緊急事態宣言等を経る中で、必要とされる支援の内容についても刻々と変化したため、各クラブのその時々ニーズに応じた支援を行った。